

令和7年7月14日

会員 各位

一般社団法人 日本病院薬剤師会
会 長 武 田 泰 生



令和7年度日本病院薬剤師会・都道府県病院薬剤師会会費納入及び
催告後の会費納入期限並びに会費納入を確認できない場合の取扱いについて

平素より日本病院薬剤師会・都道府県病院薬剤師会にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和7年5月吉日付の「令和7年度日本病院薬剤師会・都道府県病院薬剤師会会費納入のお願い」につきましては、お忙しい中会費納入のご対応をいただき、ありがとうございます。

都道府県病院薬剤師会が定める会費納入日を経過した場合で会費未納入の会員におかれましては、可能な限り速やかに会費をご納入いただけますようお願い申し上げます。催告後の会費納入期限および催告後の会費納入期限までに日本病院薬剤師会が会費納入を確認できない場合の取り扱いをご案内させていただきますので、ご確認、ご留意いただけますようお願いいたします。なお、既に会費をご納入いただきました場合は何卒ご容赦いただけますようお願い申し上げます。

記

1. <会員の会費納入期限・会費納入金額>

- ・都道府県病院薬剤師会が定める納入期限
- ・日本病院薬剤師会会費 8,000 円（課税対象外）
都道府県病院薬剤師会会費 団体ごとに異なります（課税対象外）
シクミネットで会費納入される際のシステム手数料（税率 10%）はご負担ください。

2. <都道府県病院薬剤師会から日本病院薬剤師会への会費納入期限>

- ・令和7年7月31日または令和7年9月30日（都道府県病院薬剤師会により異なります）
- ・会員がシクミネットで会費決済された場合は、シクミネット決済完了日、会員が都道府県病院薬剤師会に会費納入された場合は、都道府県病院薬剤師会から日本病院薬剤師会への振込日

3. <会費未納入の会員の催告後の会費納入期限（日本病院薬剤師会確認期限）>

- ・令和7年8月21日または令和7年10月21日（都道府県病院薬剤師会により異なります）

4. <催告後の会費納入期限までに日本病院薬剤師会が会費納入を確認できない場合の取扱い>

令和7年7月または9月（都道府県病院薬剤師会により異なります）に新規入会された場合を除き、シクミネットの会員ステータスを退会に更新させていただきます。シクミネット会員ステータスが退会の場合は、シクミネット会員マイページ、日病薬病院薬学認定薬剤師研修支援システム「HOPESS」研修管理システムマイページにログインできません。シクミネットまたは都道府県病院薬剤師会を通じて再入会が完了すれば、当該アカウントの会費納入（同一年度に限る）、シクミネット、HOPESS へのログインが可能になります。